

介護予防安心住まい推進事業補助金について

～高齢者の方のための住宅改修費の一部を補助します～

- 1 対象者 次の条件をすべて満たす方
 - ① 市内に住所を有する方
 - ② 包括支援センターが作成する基本チェックリストの判定の結果、運動機能の低下が認められた方（お住まいの地区を担当している地域包括支援センターにご相談ください。）
 - ③ 申請時において65歳以上であり、かつ、介護保険法の認定を受けられていない方（認定申請中の方は除きます）
 - ④ 世帯構成員全員の前年度の市民税が非課税である世帯の方

- 2 対象工事 今お住まいの住宅を高齢者等が生活しやすいように改修する工事で、介護保険の住宅改修と同様の工事が対象となります。
 - ① 手すりの取付工事
 - ② 段差の解消工事
 - ③ 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床、又は通路面の材料の変更工事
 - ④ 引き戸などへの扉の取替工事
 - ⑤ 洋式便所などへの便器の取替工事

※水洗化に係る工事は対象外です。

- 3 補助金額 補助対象工事に要する費用に2/3を乗じた金額
ただし、補助金上限額 16万円
※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てとします。

- 4 提出書類 ◎工事着工前
 - ① 補助金交付申請書
 - ② 施工業者の工事見積書(明細書)
 - ③ 平面図等
 - ④ 改修工事前の写真(撮影日が入ったもの)
 - ⑤ 基本チェックリスト(地域包括支援センター作成)◎工事完了後
 - ① 補助金実績報告書
 - ② 事業費の領収書
 - ③ 改修工事完了後の写真(撮影日が入ったもの)
 - ④ 補助金請求書

☆必ず、工事着工までに交付申請書を提出いただき、交付決定を受ける必要があります。

☆ 申請にあたっては、お住まいの地区を担当している地域包括支援センターにご相談ください。

裏面に続きます。

各地区の担当の地域包括支援センター

○山家、口上林、中上林、奥上林地区の方

綾部市東部地域包括支援センター（いこいの村・とくら福祉センター内）
綾部市十倉名畑町欠戸 29 番地の 1 電話(21)5295

○綾部、中筋、吉美、西八田、東八田地区の方

綾部市中部地域包括支援センター
綾部市川糸町南古屋敷 5-1(綾部市福祉ホール内) 電話(43)2888

○豊里、物部、志賀郷地区の方

綾部市西部地域包括支援センター
綾部市栗町土居ノ内 31 番地(綾部市ふれあいの家 2 階) 電話(21)5011

お問い合わせ

綾部市役所 高齢者支援課
高齢者福祉担当 ☎42-4259